

## 京都市立久世中学校PTA 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 この規則は、京都市立久世中学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取扱いについて定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、本会会長とする。

2 管理者は、その指揮監督のもと、個人情報を取り扱う者を置くことができる。

### (収集)

第4条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

### (利用目的)

第5条 本会における個人情報の利用目的は、以下の通りとする。

- (1) 役員、委員、会員名簿の作成・使用
- (2) 緊急連絡網の作成・配布
- (3) 本会の活動等に係る連絡

### (利用目的の制限)

第6条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、本人に明示した利用目的以外に個人情報を利用してはならない。

### (管理)

第7条 個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 本会は、紛失や漏えいの防止等、個人情報の安全確保のため、適正な措置を講じるものとする。  
3 不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または園児・児童・生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第9条 本会は、個人情報を第三者（京都市、京都市教育委員会（市立学校園を含む）を除く）に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する（前条第1号から第4号の場合を除く）。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供した対象者の氏名
- (3) 提供した個人情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第10条 本会が第三者（京都市、京都市教育委員会（市立学校園を含む）を除く）から個人情報の提供を受ける時は、次の項目について記録を作成し保存する（第8条第1号から第4号の場合を除く）。

- (1) 第三者の氏名及び住所（法人や団体の場合はその代表者の氏名）
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける個人情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(秘密保持義務)

第11条 本会会員は、立場上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(開示請求等)

第12条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿つてこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第13条 収集した個人情報を漏えい、紛失等したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第14条 本会は、管理者等、個人情報を取り扱う者に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第16条 本規則について、法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本会役員会で協議検討し、改正することができるものとする。

附則 本規則は、令和4年4月1日より施行する。